

ごみを減らして経費節減しませんか？

ごみの発生抑制やリサイクルに取り組み、ごみ排出量を削減することにより、ごみ処理経費を節減できると同時に、環境への負荷を減らすことにつながります。
 まずは、自己チェックを！実施していない項目は、ぜひ、取り組んでください。

1 ごみの発生量の把握等

- 一般廃棄物（紙・生ごみなど）と産業廃棄物（プラスチック類・金属類など）の区分を把握している。
- 発生するごみの種類、量、処理方法、処理コストなどを把握している。
- どんなごみが多量に発生し、その中にどのくらい資源化可能なものが含まれているか把握している。

2 ごみの発生抑制等

- 発生量の多い品目について、発生抑制に取り組んでいる。
- 取引業者との商品のやり取りには、通い箱などを使用し、容器ごみ（段ボールなど）の排出量を抑制している。
- 新品でなくてもよいもの（書類保管用のファイルなど）は、再使用している。

3 ごみの減量・資源化

- 事業所内に分別BOXを設置して、ごみの分別を徹底している。
- 資源ごみ（古紙、缶、びんなど）のリサイクルに取り組んでいる。
- 食品廃棄物の飼料化や堆肥化に取り組んでいる。



（分別ボックス）

4 ごみの減量体制

- ごみ減量推進のためのルールを作成したり、組織を設置している。
- 分別した品目ごとに、適切なリサイクル業者と契約を交わしている。
- 従業員に対して、ごみの分別について指導したり、研修会などを実施している。

⚠ 産業廃棄物の処理は、市の許可を持つ産業廃棄物処理業者に依頼してください。

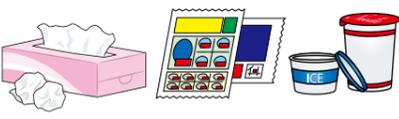
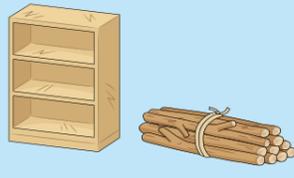
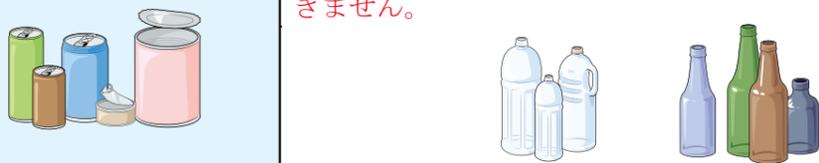
| 区分 | 種類 | 事例 | 区分 | 種類 | 事例 |
|-----------------------|--------|--|-------------------|---|--|
| 主な産業廃棄物（特定の事業活動に伴うもの） | 紙くず | 建設業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞・出版・製本業などから排出された物（PCBを含むものを除く） | 同左（あらゆる事業活動に伴うもの） | 廃プラスチック類 | 業務用のペットボトル、発泡スチロール、プラスチック製容器、包装材、PPバンド、ビニール袋等石油加工品全般 |
| | 木くず | 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くず、貨物の流通のために使用したパレットなど | | 金属くず | 業務用の缶、鉄くず、スクラップ、金属製の事務用品（ハサミ、クリップ、安全ピンなど）、その他（一斗缶、刃物、スプレー缶、乾電池など） |
| | 繊維くず | 建設業、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）から生じる木綿くず、羊毛くずなど（ウエス、ロープ、絨毯など） | | ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず | 業務用のびん、ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず、石膏ボードなど（飲食店から排出されるコップ、皿、陶磁器容器、蛍光灯、電球など） |
| | 動植物性残さ | 食料品・医薬品・香料製造業において原料として使用した動植物性の固形状の不要物など（骨、皮、肉くず、野菜くずなど） | 問い合わせ先 | 【産業廃棄物に関する相談窓口】 ●前橋市廃棄物対策課：☎027-898-5953 ※産業廃棄物処理業者は、市ホームページでご確認ください。 ●公益社団法人群馬県環境資源創生協会：☎027-243-8111 https://www.kankyounuma.com/ | |



※裏面には、一般廃棄物の減量・リサイクルの実践方法を掲載しています。

○取り組みましょう！リサイクル

事業活動に伴って生じたごみの中には、分別することにより資源としてリサイクルできる物がたくさんあります。下表を参考にして、ぜひ、事業系ごみのリサイクルに取り組んでください。

| 区分 | 種類 | 品目例 | 処分方法・留意事項など | 相談窓口など |
|----------------|-----------------------------------|--|---|---|
| 主な事業所ごみ（一般廃棄物） | 紙くず | 新聞、雑誌・書籍、段ボール、紙パック、雑古紙（コピー用紙、ポスター、カタログ、チラシ、封筒、シュレッダー処理した紙など） | 【資源としてリサイクルする】 資源回収業者に依頼してリサイクルしましょう。紙の種類ごとに分別し、窓あき封筒のセロハンを取りましょう。  | ■資源回収業者に依頼 相談窓口：前橋市再生資源事業協同組合（電話 027-253-7276） |
| | | 汚れのついた紙、使用済みティッシュペーパー、リサイクルできない紙（感熱紙、カーボン紙、防水加工紙、糊等が付着した物、圧着ハガキなど） | 【可燃ごみとして適正に処理する】 ICTの活用や布ぞうきんの使用などにより、紙ごみの減量に努めましょう。分別の際は、リサイクルできる紙に混入しないよう注意してください。  | ■市清掃工場へ自己搬入（有料） ・六供清掃工場（電話 027-224-0130） ■一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼（有料） 相談窓口：前橋市一般廃棄物処理事業協同組合（電話 027-263-2711） ※一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市ホームページでご確認ください。  |
| | 木くず | 事業所敷地内の庭木の剪定枝や木製の事務用品、木製本棚など  | 【リサイクルに努めましょう】 民間の木くず処理業者に処理（リサイクル）を依頼しましょう。（有料）その際の排出方法は、各業者に確認してください。 また、使い捨ての箸をリターナブル製品に変えることは、ごみの減量に効果があります。 なお、やむなく、可燃ごみとして市清掃工場へ自己搬入する場合（有料）は、所定の出し方を守りましょう。 | ■民間の木くず処理業者（市の許可業者）に処理を依頼（有料） ■市清掃工場へ自己搬入（有料） ・六供清掃工場（電話 027-224-0130） ■一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼（有料） 相談窓口：前橋市一般廃棄物処理事業協同組合（電話 027-263-2711） ※一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市ホームページでご確認ください。  |
| | 繊維くず | 不要になった天然繊維の事務服、作業着、タオルなど | 【リサイクルに努めましょう】 化学繊維でできた物は、産業廃棄物です。分別の際は気をつけましょう。 | ■資源回収業者に依頼 相談窓口：前橋市再生資源事業協同組合（電話 027-253-7276） ■市清掃工場へ自己搬入（有料） 【繊維・生ごみ・廃プラ等】 ・六供清掃工場（電話 027-224-0130） 【金属くず、ガラスくず等】 ・荻窪清掃工場（電話 027-269-0621） ・富士見クリーンステーション（電話 027-230-5300） ■一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼（有料） 相談窓口：前橋市一般廃棄物処理事業協同組合（電話 027-263-2711） ※一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市ホームページでご確認ください。  |
| | 生ごみ（動植物性残さ） | 市場、商店、飲食店等から排出される動物性残さや厨芥類、食べ残した残飯など（食料品・医薬品・香料製造業を除く） | 【リサイクルに努めましょう】 生ごみ処理器を活用したり、堆肥化業者に依頼するなど、リサイクルに努めましょう。 また、宴会時の声かけなど、食べ残しを減らす取組も、生ごみの減量に効果的です。 なお、可燃ごみとして処分する場合は、水分をよく切るなど、減量に努めましょう。 | ○食べきり協力店登録制度 食べ残しの削減に取り組む飲食店などを「食べきり協力店」として登録しています。詳しくは、ごみ減量課（電話 027-898-6272）へお問い合わせください。  |
| | 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、陶磁器くずなど | 従業員が飲食した際の容器など（弁当のパック、お菓子の袋、飲料水のびん・缶・ペットボトル、従業員が持ち込んだコップや茶碗など）  | 【リサイクルに努めましょう】 資源回収業者に依頼するなど、リサイクルに努めましょう。 また、私物は自宅に持ち帰り、分別してリサイクルしましょう。 なお、事業活動に伴い排出される物は、産業廃棄物に該当するため、市清掃工場へは搬入できません。 | |

！ 事業所から出るごみは、ごみ集積場所には出せません！

問い合わせ先

■一般廃棄物の処理とごみ減量・リサイクルについて
 前橋市ごみ減量課 電話 027-898-6272 FAX 027-223-8524

■産業廃棄物の処理について
 前橋市廃棄物対策課 電話 027-898-5953 FAX 027-223-8524